

介護老人福祉施設 新吉田 介護予防短期入所生活介護 利用料金表(1日あたりの目安) ※地域区分2級地(10.88円/単位)
平成30年4月1日現在

項目	単位	金額(円)		備考	
		1割負担	2割負担		
介護報酬に係る費用	要支援1(予併ユ短期生活I1)	512	557	1,114	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費
	要支援2(予併ユ短期生活I2)	636	692	1,384	
加算項目	サービス提供体制強化加算(I)イ	18	20	40	前年度の職員配置の平均で介護福祉士が60%以上配置されているための加算
	介護職員処遇改善加算(I)	-	-	-	所定単位数に加算率8.3%を乗じた単位数
	送迎加算	184	201	402	自宅まで送迎を行った場合(片道)
	療養食加算※1食あたり	8	9	17	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
	若年性認知症利用者受入加算	120	131	262	若年性認知症の利用者を受け入れの際、個別で担当者を定め、サービス提供を行った場合
居住費等	居住費(日額) (建設費用、光熱水費、修繕・維持費用)	1,970		第4段階の方	※各要介護区分の支給限度基準額の単位を超えた場合、自費となる日の居住費及び食費は、減額証の有無に係らず、第4段階の料金とさせていただきます。
		1,310		第3段階の方	
		820		第2段階の方	
		820		第1段階の方	
	食費	300		朝食代	
		580		昼食、おやつ代	
		500		夕食代	
	※上記食費の負担限度額(日額)	1,380		第4段階の方	
		650		第3段階の方	
		390		第2段階の方	
300		第1段階の方			
その他費用	健康管理費(インフルエンザ予防接種代等)	実費			
	薬価収載されていない医療材料費				
	理美容代				
	私物洗濯代(外部業者に出すクリーニング代)				
	利用者の希望する日用品 (利用者が自ら持込む物品以外)				
	趣味・嗜好品、外注食の飲食代等				
	協力医療機関以外の通院にかかる交通費				
	レクリエーション等にかかる物品代				
売店購入代					

※居住費等の利用者負担段階区分

- ・第4段階 第1～3段階以外の方
- ・第3段階 市民税非課税世帯の方で下記第2段階以外の方、市民税課税層における特例減額措置が適用となる方
- ・第2段階 市民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
- ・第1段階 市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方